

## 第1回特別職報酬等審議会

日 時：平成25年1月23日（水）午前10時～

場 所：第3委員会室

出席者：木曾委員、秦泉寺委員、日野委員、松本委員、山口委員（五十音順）  
事務局（武智、河合、西山）

1. 特別職報酬等審議会委員辞令交付  
伊予市長から各委員に特別職報酬等審議会委員の辞令を交付
2. 開会
3. 市長あいさつ
4. 委員紹介  
公共的団体等の代表者 木曾 正一、秦泉寺 正人、日野 桂子  
松本 良太、山口 節子（五十音順）
5. 会長選出
6. 会長あいさつ
7. 審議会提出資料説明  
ア 議員活動状況、特別職及び一般職の給与改定状況について  
イ 愛媛県内市町及び類似団体の報酬等の状況について  
ウ 議会運営費について

市長の諮問に応じ、議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額について審議を行う。

（事務局）【資料に基づき説明】

（会 長） 事務局より資料の説明がありましたが、意見・質問がありましたらお願いいたします。

（委 員） 交際費100万というのは議長交際費ですか。

（事務局） はい。金額は当初予算額を掲載しています。

（会 長） 資料4ページ、55歳以上職員の昇給抑制に係る職種別改定状況の金額がマイナス表記となっていますが、実際に給料が下がっているのですか。

（事務局） 標準の勤務成績で2号級上がると仮定した額と比較した場合に、これだけの差額があるということです。

（会 長） 現在の給料を下げた訳ではないのですね。今までなら上がっていたのにこれだけ上がらなかったということですね。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 4ページの議員の期末手当額、これはどのような決め方をしているのですか。

(事務局) 条例にて規定されています。6月が1.40か月で、12月が1.55か月で、計2.95か月です。

(委員) 市長から議員まで同じ2.95か月ですか。

(会長) 職員の期末手当と同じでしょ。国家公務員も全部同じですね。

(委員) 率については各市町村一緒ということですか。

(会長) 国家公務員も地方公務員も期末手当の率は基本同じ。基本的に人事院勧告に準じていますから。ただ、期末手当の率は、条例を変えようと思えば変えられると思いますが。

6ページの議員の活動状況ですが、資料では合計104日間出席しているようになっていますが、議員全員が出席しているのは、定例会、臨時会、議員全員協議会の3つで33日だと思う。その下の委員会というのは、それぞれが所属しているから、一人平均で40日程度ですかね。

(事務局) 各議員が、総務委員会、民生文教委員会、産業建設委員会の3つに分かれて所属しておりますので、その他の特別委員会と併せて50日程度出席しています。

(会長) 一人50日くらいですか。他に何かありませんか。

(委員) 6ページの政務調査費ですが、出張の都度、レポートなどを提出させて、成果というか問題提起とかされているのでしょうか。

議会だよりなどで全体としては出されているが、個々にレポートのようなものは出しておられるのかどうか。

(事務局) 政務調査費の関係については、1月1日の愛媛新聞が掲載しておりましたが、現時点では領収書の提出は必要ですが、レポート等の提出は義務付けられてないかと思います。

(委員) 成果が見えないのでは。具体的な成果はその都度出してもらわないといけないのではないですか。

(会 長) 政務調査費の領収書は、何に使ったか1円から全部提出させているのですか。政務調査費はこういうものにしか使えないとか、レポートを提出しなさいとか条例か何かで決まっているのですか。

(事務局) 現時点では規則で規定されていますが、地方自治法の改正がございまして、来年度から条例において用途を規定することになっております。

(会 長) 月1万円ですよ。1回12万円で北海道かどこかに視察に行かれた場合、12万分の領収書だけで、どこに行ってもどのような視察をしたか、レポートを出さなくてもいいということですよ。

(事務局) 現在はそのようになっています。1月1日の新聞にもそのようなことが掲載されていたと思います。

(委 員) せっかく研修に行かれるのだから、それに対しての成果が欲しいですね。

(会 長) 名前が政務調査費ですからね。平成25年度に条例で決めなければならなくなるということは、今度の2月議会に条例をあげるわけですか。

(事務局) 条例の施行が3月1日になっておりますので、2月中旬に開会します議会で上程するように予定しています。

(会 長) その条例中に委員がおっしゃられたように、領収書だけではなく何かを出さなければいけないとか義務付けをすればいいのではないか。これは議員自身が決めることなのですか。

(委 員) 何に使ったか分からないで、領収書さえあればいいという感じである。それに対して成果というものは欲しい。

(事務局) その辺につきましては、議長の権限もありますので、十分お伝えしていきたいと思っております。

(委 員) 議員の旅費についてですけど、これも議会だよりで大まかな内容は掲載されていますが、個々でレポートは出してないのですか。

(事務局) 議会に対して報告書はございますが、それ以外について出しているかどうかにつきましては把握しておりません。

(会 長) この審議会で政務調査費を0円にするとかそういうことは言えない。政務調査費は議会自身がやめようとか自分達で決めなければならない。この

審議会では、議員報酬をいくらかにするかを審議するだけで、期末手当の率も下げるべきだということとは言えないのですか。

(事務局) 議員、市長等の報酬、給料を審議していただきます。

(会長) 期末手当 2.何か月が多すぎるとか、1か月にしなさいとか言えないわけで、結局資料として出してはいるが、議員報酬以外については、議員自身でやっていただかないと。政務調査費が月に1万あるからその分を報酬から減らすとかは出来るわけで、期末手当分も報酬から引くこともできる。

(委員) 定例会、臨時会、議員全員協議会などの日数が記載されていますが、議員報酬以外に支給されている手当はあるのですか。議員報酬の中に含まれているのですか。

(事務局) 表中の活動については、他に報酬は出ておりません。

(委員) 別の手当は出てないとそう解釈してよろしいのですね。

(事務局) はい。

(会長) 女性の委員さんから御意見ございませんか。事務局の予定では、今回と次回の2回しか開催が予定されてないようです。次の会では意見をまとめてくださいということになると思います。今、見られて何か疑問があったら聞いていただかないと、次回に資料を求められても時間的に難しい。  
6ページの議会費資料は、去年、要望があり作成してもらっています。何か欲しい資料がありましたら、次回までに作っていただきますから。

(事務局) すぐには難しいと思いますので、今回の資料をお持ち帰りのうえいろいろ御検討いただき、次回2月1日に予定しておりますけれど、それで意見がまとまらなければ3回、4回開催するのは結構です。審議するうえでこのような資料があったらいいというのがありましたら、次回までに御用意いたします。

(委員) 議員は常勤の市長と比べたら割高だと思う。市長とか常勤職員と同じような単価でいいと思うが、そうすると他の市町も同じように下げなければいけないため、伊予市だけ下げるわけにはいけない。

(会長) この資料で、伊予市の人口や財政規模から判断して全国の類似団体の中でも平均的なところにあるからいいという、それで今までは決められているわけですね。やはり松山市の上にするわけにはいけないので。人口規

模が9番目だから、同じような順番程度にしているのだと思う。

(委員) 思い切って、議員活動に対して日当を払うという考え方にすれば、他の市町村も伊予市はちょっと違うかなと思ってくれるかもしれませんよね。

(委員) そうなればいいですけど、なりますかね。

(委員) なるかどうかは別として、伊予市の方向としては日当制もあり得ることではないか。

(会長) 日当3万円にすると50日なら年間150万円になる。資料の議員の活動日数の中には議会の閉会日も入っているのか、会期日数85日でも実際に議会に出てくる日が拘束されるということですよ。議会会期中でも出て来ない日もありますよね。議会に出てきた日だけにしたらどうか。

(委員) 常勤の市長・副市長と同列に考えた場合は、そういう考え方もできないことはないですよ。

(会長) 議員は地域の代表ですから、住民の方の意見を聞いたりする活動もされている。

(委員) それは広報区長も同様である。議員と同じ立場で地域の意見を聞いてまとめていかなければならないわけですから。

(会長) 議員の期末手当、常勤でもないのにボーナスが出るのはちょっと。市長・副市長は常勤ですよ。50日ほどの出勤で市長・副市長と同じように支給されるというのはどうか。

(委員) 市長と議員とでは、権限、責任の度合いが明らかに違いますよね。そう考えると、確かにおっしゃっている意味が分かるところもあるような。市長・副市長になりましたら、権限が大きいだけその分責任が大きいわけですから。議員と差があってもいいような気がします。

(会長) 議員の退職金や年金など特別なものはないのですか。

(委員) 退職金は無しで、年金は、昔半分は市が出して半分は個人負担で掛けていた。その後市の負担がなくなったと思うが、現状はどうなっているのか。無くなったとは思っている。

(事務局) 議会事務局に確認してまいります。

- (会 長) 日当制にしてはどうかという意見がありました。
- (委 員) ひとつの意見としてです。ただ資料を見る限り、伊予市と同規模の八幡浜市と東温市と比べると、少し頑張っているのかとを感じる。
- (会 長) 日当制とは別として、報酬、期末手当とかを全部合算して年間 300 万円とか 400 万円とか年俸制に変更することはできないのか。または市長の 3 分の 1 にするとか。そういう決め方だったら協議しやすい。
- (事務局) 現在、事務局で把握している限り導入している団体はないです。
- (会 長) 普通の会社の役員は年俸制でね、年いくらでやられている。年俸制にして、それを 12 回に分けて支払うようにしてもいい。
- (委 員) 期末手当の額が大きいので、議員の活動から考えると年にいくらという方が見合っている。
- (会 長) 市民の方は、議員報酬以外に期末手当が出ていることは知っているのかな。市長の収入はいくらとか公開されているが、議員がいくらもらっているのかは新聞には出ていませんから。  
伊予市がほかの市町村に先駆けて年俸制を考えてもいいのではないか。例えば資料 4 ページに議長が年 657 万円とあるが、それを年 600 万円に、副議長が年 532 万円とあるが年 500 万円に、議員の年 486 万を年 450 万円とか年 400 万円とかに決定する。期末手当も含めて年の報酬がこれだけだと。
- (委 員) 市長は常勤なので期末手当も支給されて当然だと思う。
- (委 員) 私は議員に期末手当が支給されていたとは知らなかったです。
- (事務局) 議員年金について議会事務局に確認したところ、平成 23 年 6 月に改正されておりまして。それ以降議員になられた方は、一切年金等も掛けておりませんので年金の支給はございません。それ以前に 3 期 12 年以上掛けた方には年金か一時金の支給がございます。12 年未満の方は一時金のみということになります。現在この制度はありません。
- (会 長) 類似団体の中で、期末手当を出していない市や年俸で報酬を決定しているところはあるのか。

(事務局) 資料作成過程で、類似団体 89 団体すべてのホームページの例規集などで確認しましたところ、全て月額として決定されており、年俸のところは確認できておりません。

(会 長) 全て月額で、期末手当も出しているのか。月額で支給しなくてはいけないとなっていないのでは。職員は労働者だから法律で毎月支給しないと駄目だと思うが、議員は毎月支給しないと駄目ということはないと思うが。労働者と違うから。

(委 員) 条例で年俸制は規定できるのではないか。

(会 長) 条例で議員は 500 万円以内とか。その中で議員自身が決めればいい。

(委 員) 年俸制度を採用している会社のうち、年俸額を 12 で割って、一部をいわゆるボーナスとしてもらう形にしている会社もありますよね。

(事務局) その点につきましては、次回までに調べておきます。

(会 長) その方が市民も分かりやすいですね。その他の運賃とかは実費支給すればよい。女性の委員さん、何か意見はありませんか。議員の報酬額が 480 万円とありますが、最近の若い方の中には 1 年間で 300 万円未満の収入の方もいますね。それに比べてみると結構な金額ですよ。

(委 員) そうですね。

(委 員) 議員も何らかの活動はやってはおられるのでしょうか。  
平成 23 年度は、市長に対する答申は 86 万 9 千円だが 86 万 5 千円となっているのは。

(事務局) 平成 23 年度につきましては、本審議会の答申といたしまして 86 万 9 千円、副市長につきましては 67 万 3 千円という額を提示しましたがけれども、市長の判断によりさらに引き下げることとなりました。

(会 長) そうすると、例えばこの審議会で報酬を 5 万円下げなさいと答申しても、議員が、私達は下げないということもできるのですよね。従わなければならないということもないのでしょうか。据置きの方申を行っても、社会情勢から判断して下げますということ自分らで決められるということは、こちらが下げるべきと答申しても他の自治体並みに据置きということができるということでしょう。

(事務局) 議案提案は市長名で行うことになろうかと思いますが、それを決定されるのは議員です。議案審議の過程で下げ過ぎではないかとか、もっと下げるべきであるという決定を出されることはあろうかと思います。

(会 長) 例えば審議会の答申として、市長・副市長は常勤だから据置きにして、議長以下の議員を一律下げるといふ答申をしたら、議案はその答申どおりの下げる案を提出するわけですか。

(事務局) 市長の判断によるのだと思います。

(会 長) 答申しても、議案提案しないこともできるわけですか。

(事務局) 審議会条例第2条に、市長はあらかじめ審議会の意見を聴くものとありますので、尊重はいたします。

(会 長) 意見を聴くだけだから。意見を聴くだけで従わなければならないわけではないですよ。

(委 員) そういう事情があるから、こういう審議会を開催してない市町が多いのですか。開催せずに議会に提案するというをしているのか。

(委 員) 開催してないところは現行のままでいいという考え、ということです。

(会 長) 報酬額が現行のままでいいのか、改正するのがよいのかは市長が判断することですね。市長が諮問しているわけですから。伊予市長は毎年ここに諮問しているということですね。

(委 員) 議長・副議長と普通の議員との仕事はどう違うのですか。議長となると他の議員と10万円程違いますが、特別な仕事があるのですか。

(会 長) 事務局、議長・副議長・議員の役割、違いは。

(委 員) 私達はボランティアの会ですので報酬はないですけど、会長になったら会長の仕事がある。議員は議員として選ばれたのだったら、その中の一人が議長ということになりますよね。普通の議員と議長に10万円程度の差があるので、これは何か特別な仕事があるのか。

(事務局) 議長については議会運営、議員をまとめて議会を進めていくということもありますが、様々な会合への案内もある。副議長にしても同様の業務があるため、普通の議員よりかなり多くなっています。



(会 長) 議会の運営の責任者であるから。それだけの責任があるということもありますが、先ほどの出席日数は議長も出ていますけど、他に議長の立場として出席する公式な行事は掲載していない。極端な話、議員なら 50 日程度の出席日数だけど、議長の公務なら 100 日以上あるということ。例えば、ここにいらっしゃる委員も、いろいろな審議会に選任されるのと一緒に、議長でしたら市長が出席されるような会にも出られる。

(委 員) 私たちの会にも議長をお呼びしています。

(会 長) 来賓でね。そこらの分も加味して報酬額に差があるということだと思う。

(委 員) 差がありすぎるような。議長は、議員の中で審議して決めるのですか。

(会 長) 議長は 1 年交代ですか。

(事務局) はい、そのとおりです。

(会 長) 名誉職的なこともありますからね。議長に公用車はあるのですか。議長用と市長用に 1 台ずつ。

(事務局) 市長・議長用として 1 台ずつあります。

(委 員) 議長はタクシーで構わないのではないかと。

(会 長) 他に意見はありませんか。

(委 員) 市長・副市長の給料に対して議員の報酬がいくら程度の割合という決まりはないのですよね。他の市町と比べて適当というかそういう感じなのですか。

(会 長) 市長がこれだけだから議長はこれだけというのではない。個別に判断するということですね。市長はいくら、副市長はいくらに、議長はいくら、副議長はいくら、議員はいくらと決めてもいいし、一律各 1% ずつ減額にきなさいとかいうこともできる。年俸制にして、期末手当も何もかも入れて議長は年報酬でいくらであるとかもできるのではないかと。

(事務局) 地方自治法を調べてみます。

(会 長) 監査委員の月額が高すぎるって新聞に掲載され、日額制に変えたところ

もあったと思う。議員の中でも監査委員になられている方もいらっしゃいますよね。その人には別に報酬が出ていると思うが、いくら出ているのか。

(事務局) 議員の監査委員は月額で3万2百円、一般の方が月額9万8百円です。

(委員) 定例監査は月1日程度ですかね。

(事務局) 定例監査は1日だと思いますが、その他に随時別の監査があります。

(会長) これだけですかね、他に議員が報酬を得ているのは。それ以外の監査委員のような活動に対する報酬はないのでしょうか。議員の報酬にプラスされるようなものは。

(事務局) いろいろな審議会の委員になられている場合には、別途支給されます。

(会長) それは日当として支給されるもので、一回いくらとして払っているものですか。定額で月額として支払われているものは、監査委員の1名だけですか。

(事務局) はい。

(会長) 他に事務局に聞いておきたいことはありませんか。

(委員) ありません。

(会長) それでは、次回は2月1日10時から開催いたしますので、それぞれ意見をいただけたらと思います。本日はありがとうございました。